

多文化共生 教育サポートハンドブック

(Educational Support Handbook)

大阪府教育委員会

市町村教育室児童生徒支援課

大阪府は「こころの再生」府民運動を推進しています。

“愛”言葉は「ほめる、笑う、叱る」

教育サポートハンドブック 目次

教育サポーターのみなさんへ	...	2
日本の学校のしくみ	...	4
小学校	...	6
中学校	...	12
高等学校（高校）	...	16
学校生活の中のきまり（ルール）	...	18
学校の中の様子	...	20
学費について	...	22
就学援助・奨学金制度	...	24
高校の入学者選抜試験について	...	26
サポートQ & A	...	28
学校でよく使われる用語 研修を振り返って	...	36 40
教育サポーター設置要項	...	70

教育サポートハンドブック発行にあたって

大阪府では、平成4年の「大阪府国際化推進基本指針」により、いろいろな分野において、「国籍や民族を問わず違いを認めあって共生していく地域社会づくり」を進めています。さらに平成14年には、「大阪府在日外国人施策に関する指針」をつくり、在日外国人施策の充実を図ってきています。

府教育委員会としては、平成14年から「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業」をNPOと協働して実施しています。この事業では、地域支援団体と外国人教育研究会・教育行政が協力し、多言語によるガイダンスやホームページ等により、学校生活及び進路情報などを提供しています。平成17年度から「日本語教育学校支援事業」を実施し、府立高校に向けて、学習活動をサポートする人材派遣や教材開発などを進めています。

このような大阪での取り組みは、先進的なものとして、文部科学省をはじめ他府県においても、高い事業評価を得ています。

近年、日本語指導が必要である児童生徒が学校に編入することが多くなっています。地域状況やそれぞれの児童生徒・保護者に応じた支援の改善と充実が必要となっています。

児童生徒支援課では、平成18年度から「アジア渡日児童生徒支援者養成事業」を実施し、国際化する都市・大阪の未来を担う帰国・渡日児童生徒への支援者を養成する事業を実施しています。今年度研修を修了された皆さまには、引き続き帰国・渡日児童生徒教育の充実のためにご協力をよろしくお願いいたします。

大阪府教育委員会事務局
児童生徒支援課

教育サポーターのみなさんへ

このハンドブックは、日本の学校生活の様子やいろいろなしくみについて知っていただくために作りました。

まず、【ハンドブックの使い方】を読んでください。

【教育サポーターって何？】

教育サポーターとは、外国から来た子どもや、保護者の支援を行う人のことです。単に通訳や日本語指導を行うだけでなく、相談や学習のアドバイスにも、時には応じることのできる支援者のことをいいます。

【悩みは単純じゃない！】

子どもの悩みはいろいろです。相談を受け、すべてがその時に解決するような内容でない場合もたくさんあります。学校の先生とも話し合い、このハンドブックにのっている専門の相談窓口へ紹介することを考えてみることも大切です。

【大切にしてほしいこと】

子どもや親の思いを大切にしてください。

学校の先生にも話せない内容をあなたに打ち明けたのかもしれませんが、そのような相談内容ならば、ほかの人に話せないときもあります。解決できる方法として相談窓口や学校の先生と相談する場合には、子どもや親に了解をしてもらうことも必要です。

【ハンドブックの使い方】

学校で支援活動をする時に、このハンドブックを使ってください。

学校生活や進路情報をのせていますが、すべての情報を知っておく必要はありません。子どもや保護者の相談について、学校の先生と話し合うときの参考にしてください。

「小学校」「中学校」「高等学校」では、一般的な例としてまとめていますので、学校によって少しずつちがう場合があります。支援に行った学校の先生に行事予定などを聞いて確かめてください。

「サポートQ&A」では、現在、学校に行っている教育サポーターの方に、経験からの実践や疑問点をわかりやすいQ&Aで紹介してもらいました。

「研修を振り返って」のページは、あなたがこの研修の中で学習したことを、まとめておくページです。

文中で（*数字）とある単語は「学校でよく使われる用語」に説明しています。

学校の行事予定や時間割表を追加して、オリジナルのハンドブックをつくれるようになっています。

文章中のルビは、原則として小学校で学習する1006字以外の漢字に打っております。

教育サポーター養成研修修了者は、全員を大阪府教育委員会に、支援者として登録します。学校での外国人児童生徒・保護者への支援者として市町村教育委員会等からの問合せがあった場合、情報提供を行います。

登録については巻末「教育サポーター設置要項」を、読んでください。

日本の学校のしくみ

日本の学校制度

日本では、満6歳(*1)~満15歳までの9年間が義務教育(*2)です。この年齢の外国人の子どもたちも、教育を受けることができます。義務教育終了後は、高校をはじめいろいろな機関で教育を受けることができます。

(右ページの図参照)

学校には、公立学校(国や府、市町村が作った学校)と私立学校(公立学校以外の学校)があります。公立学校には、校区(*3)や学区(*4)があります。

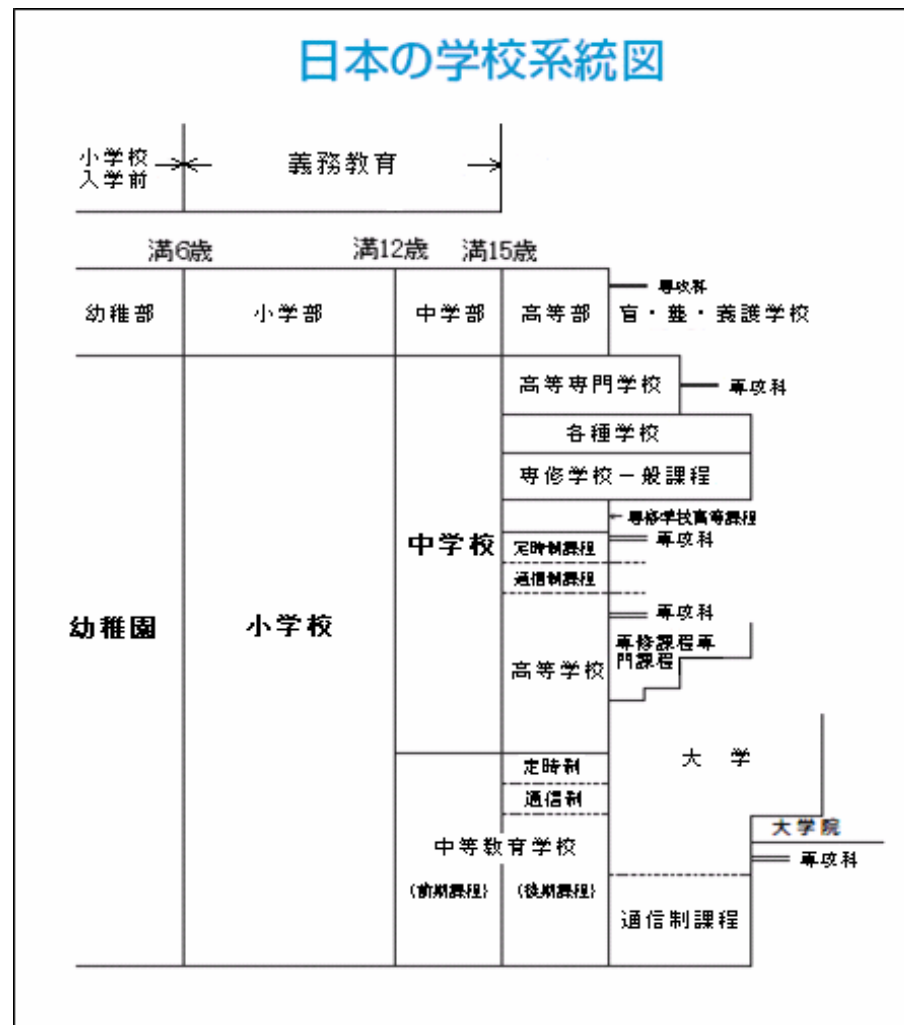
高校に行く場合は、入学者選抜試験(入試)を受けますことになります。(p26)

ほかにも、中学卒業程度認定試験や高校卒業程度認定試験(*5)があります。

小学校入学前の年齢では、幼稚園や保育所があります。

日本では、学年は4月に始まり、3月に終わります。1年を3つの期間に分ける3学期制と、2つの期間に分ける2学期制があります。

日本の学校系統図



小学校

1. 教育内容

(^{がくしゅうし どうようりょう}学習指導要領 (*6) をもとに簡単にまとめています)

科目など	内容
こくご 国語	言語(日本語)を話す力、聞く力、書く力、読む力を育てます。
しゃかい 社会	日本の様々な地域の産業や地理的 ^{かんきょう} な環境、日本の歴史、政治・文化、世界とのつながりについて学習します。
さんすう 算数	すうけいさん ずけい 数と計算、図形などについて学習します。
りか 理科	せいぶつ ぶっしつ 生物とその環境、物質とエネルギー、地球と宇宙などについて学習します。
せいかつ 生活	身近な人々や社会、自然とのかかわりに関心を持ち、考える力を養います。(1・2年生のみ)
おんがく 音楽	音楽を表現したり、鑑賞 ^{かんしょう} したりします。
ずがこうさく 図画工作	絵をかいしたり、物を作ったりして、作りだす喜びを体験します。
かてい 家庭	着物、食べもの、住まいなど家庭生活に関する事を学んだり、体験したりします。
たいいく 体育	ボールや用具を使つての運動やゲームをしたり、健康について考えます。夏は水泳の時間があります。
どうとく 道徳	自分について考え、他の人とのかかわりや自然・社会とのかかわりについて考える時間です。
とくべつかつどう 特別活動 (*7)	学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事などを通して集団の一員として行動する態度を育てます。
そうごうてき 総合的な 学習の時間 (*8)	自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力を育てます。学習の内容は、各学校が定めます。

2. 学校生活

^{とうこう}登校 ... 学校に行くことです。

学校の行き帰りに通る道(通学路^{つうがくろ})が決められています。集団で登校する学校とそうでない学校があります。学校ごとのルールを守ってください。

^{しぎょう}始業(学校が始まる)時間^{じかん}

時間は、学校によって決まっています。始業時間までに学校に来ない場合は「遅刻^{ちこく}」になります。遅刻するときや、^{びょうき}病気などで休むときには、必ず学校に連絡^{れんらく}をしてください。

^{じゅぎょう}授業(教科学習する)時間^{じかん}

ふつう45分の授業^{じゅぎょう}があります。授業の間に休み時間があります。授業は担任の先生(*9)が中心になって教えます。授業の数は、学年によってちがいます。

^{ちゅうしょく}昼食

大阪府内のほとんどの小学校では、給食^{きゅうしょく}(学校で用意する昼食)があります。給食では子どもたちが交代で順番に、自分たちでご飯を配ったり、後かたづけをしたりします。これは給食当番(給食係)といいます。エプロンやマスクなど、用意するものがあつたりします。

せいそう 清掃 (そうじ)

子どもたちは先生と一緒に、学校の教室、階段、ろうか、トイレなどを清掃します。自分たちが勉強する場所を、自分たちできれいにします。

お かい しゅうらい 終わりの会 (終礼)

1日の生活をふりかえります。また、学校生活でのいろいろな行事などについての連絡があります。連絡プリントを受け取ることもあります。

ほう か ご
放課後 ... 授業や終わりの会が終わった後の時間です。

がくどう ほいく
学童保育 (*10)に行くこともできます。

げこう
下校 ... 学校から帰ることです。

つうがくろ
通学路を歩いて家に帰ります。

3 . 小学校の年間行事

【1学期】(4月～7月)

しぎょうしき 始業式

学期の始まりに行う式です。

にゅうがくしき 入学式

1年に入学する子どもたちをむかえる式です。

けんこうしんだん 健康診断

健康状態を確認します。

しんたいけいそく 身体計測

背の高さやからだの重さなどをはかります。

こうがいがくしゅう 校外学習

校外学習 (*11) (遠足)

学校の外に出て、自然や歴史・文化を学習します。

じゅぎょうさんかん 授業参観

子どもたちの学校生活のようすを知るために、保護者が授業などを見ます。

こんだんかい 懇談会

懇談会 (*12)

保護者が学校に行き、子どもの勉強や学校・家庭での生活のようすについて担任の先生と話し合います。個人懇談会と学級懇談会があります。

かていほうもん 家庭訪問

担任の先生が子どもの家に行き、子どもの家庭での生活について保護者と話し合います。

しゅうぎょうしき 終業式

学期の終わりに行う式です。多くの場合、通知 票 (*13)をもらいます。

なつやす
夏休み(7月末~8月末)

約40日間の休みですが、登校日がある学校もあります。
うまた、プールを利用できる学校もあります。

【2学期】(9月~12月)

うんどうかい
運動会

運動を楽しむ行事です。かけっこ(徒競走)やリレー、ダンスなどをしたり、学級(クラス)の友だちの応援をします。学校によっては保護者や家族が見学できます。

しゅうがくりょこう
修学旅行(*14)

6年生になると、学年全員で泊まりの旅行をします。
2学期に行くことが多いです。修学旅行の費用は、保護者が払います。これ以外にも泊まりの行事があります。

ぶんかさい がくしゅうはっぴょうかい
文化祭・学習発表会

授業の中で作った作品や、勉強したレポートなどを展示したり、楽器の演奏や合唱、演劇などの発表をしたりして楽しむ会です。たいてい保護者も見学できます。

ふゆやす
冬休み(12月末~1月初め) 約2週間の休みです。

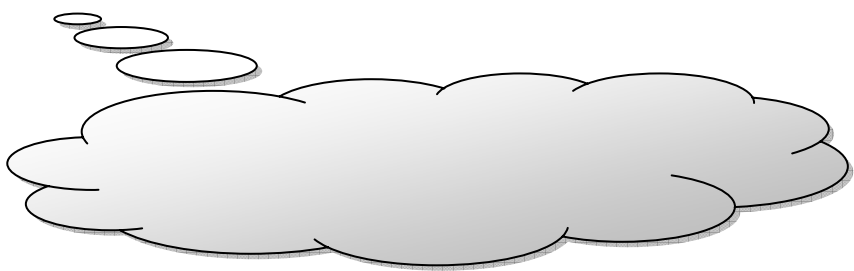
【3学期】(1月~3月)

そつぎょうしき
卒業式

6年生に卒業証書を渡して、卒業を祝う式です。卒業生の保護者も参加できます。

はるやす
春休み(3月末~4月初め)

この休みが終わるとひとつ上の学年に進み、4月から新しい学年で勉強することになります。



3学期制でなく、2学期制(前期・後期)でおこなう学校もあります。

中学校

1. 教育内容 小学校の内容を発展させた内容になります。 (学習指導要領(*6)をもとに簡単にまとめています)

科目など	内容
国語	日本語を話す力、聞く力、書く力、読む力を育てます。
社会	日本の様々な地域の産業や地理的な環境、日本の歴史、政治・文化、世界とのつながりについて学習します。
算数	小学校の『算数』をさらに発展させた内容です。
理科	生物とその環境、物質とエネルギー、地球と宇宙などについて学習します。
音楽	音楽を表現したり、鑑賞したりします。
美術	小学校の『図画工作』で学習した表現活動に加え、作品を鑑賞する能力を育てます。
技術・家庭	生活とそれを支える技術のかかわりについての理解を深める。
保健体育	小学校の『体育』をさらに発展させた内容です。
外国語	英語を学習します。
道徳	自分について考え、他の人とのかかわりや社会とのかかわりについて考える時間です。
特別活動 (*7)	学級活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事などを通して集団の一員として行動する態度を育てます。
総合的な 学習の時間 (*8)	自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力を育てます。学習の内容は、各学校が定めます。

2. 学校生活

登校 ... 学校に行くことです。
学校の行き帰りに通る道(通学路)が決められています。

始業(学校が始まる)時間

時間は、学校によって決まっています。始業時間までに学校に来ない場合は「遅刻」になります。遅刻するときや、病気などで休むときには、必ず学校に連絡をしてください。

授業(教科学習する)時間

ふつう 50 分の授業があります。授業の間に、休み時間があります。授業は、教科担当の先生が教えます。

昼食

中学校では、ほとんどが弁当(家庭で用意する昼食)です。一部に給食(学校で用意する昼食)がある学校もあります。

清掃(そうじ)

先生と一緒に、学校の教室、階段、ろうか、トイレなどを清掃します。自分たちが学習する場所を、自分たちできれいにします。

終わりの会（終礼）

1日の生活をふりかえります。また、学校生活でのいろいろな行事などについての連絡があります。連絡プリントを受け取ることもあります。

部活動

自分の好きなスポーツや文化的な活動をすることができます。（参加は自由です）

下校 ... 学校から帰ることです。
通学路を通して家に帰ります。

3学期制でなく、2学期制でおこなう学校もあります。

3. 中学校の年間行事

【1学期】（4月～7月）

始業式・入学式・健康診断・身体測定・校外学習（遠足）・授業参観・懇談会・家庭訪問・終業式などは、小学校と同じです。

定期テスト（次のページのコラムを見てください。）

夏休み（7月末～8月末） 約40日間の休みです。部活動や補習で登校したり、登校日がある学校もあります。

【2学期】（9月～12月）

体育大会 小学校の“運動会”を見てください。

文化祭・学習発表会 は、小学校と同じです。

修学旅行（*14）

3年生になると、学年全員で泊まりの旅行をします。1学期に行くことが多いです。修学旅行の費用は、保護者が払います。これ以外にも泊まりの行事があります。
冬休み（12月末～1月初め） 約2週間の休みです。

【3学期】

入学者選抜試験（入試） ... 高校へ入るための試験です。
（3年生の2月中旬～3月下旬）

卒業式

3年生に卒業証書を渡して卒業を祝う式です。
卒業生の保護者も参加できます。

春休み（3月末～4月初め）

この休みが終わるとひとつ上の学年に進み、4月から新しい学年で学習することになります。

（コラム）定期テスト

定期的にテスト（中間テスト・期末テストなど）があります。定期テストの期間は2～3日です。定期テストの結果は、成績に大きく影響するので、十分な準備をして受けるようにしてください。定期テストの他に、宿題テストや実力テストを行う学校もあります。3学期制の学校では、次の表のようになっています。

学期	名まえ	時期
1学期	中間テスト	5月中旬ごろ
	期末テスト	7月初め
2学期	中間テスト	10月中旬ごろ
	期末テスト	12月初め
3学期	学年末テスト	3月初め

高等学校（高校）

1. 学習内容 非常に多くの学習内容があります。

(学習指導要領(*6)より抜粋)

教科など	科目
国語	国語表現、国語総合、現代文、古典など
地理歴史	世界史A・B、日本史A・B、地理A・B
公民	現代社会、倫理、政治・経済
数学	数学基礎、数学、数学A・B・C
理科	理科基礎、理科総合A・B、物理、化学、生物、地学
保健体育	体育・保健
芸術	音楽、美術、工芸、書道
外国語	オーラル・コミュニケーション(Oral Communication)、英語、リーディング(Reading)、ライティング(Writing)
家庭	家庭基礎・家庭総合・生活技術
情報	情報A・B・C
特別活動(*7)	学級活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事などを通して集団の一員として行動する態度を育てます。
総合的な学習の時間(*8)	自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力を育てます。学習の内容は、各学校が定めます。

普通科の例です。専門学科や総合学科は異なります。

2. 学校生活

3. 高校の年間行事

中学校の「2. 学校生活」と「3. 年間行事」とだいたい同じです。修学旅行は、2年生のときに行く学校が多いです。また、体育大会を6月ごろに行う学校もあります。

4. 小中学校とちがう点

義務教育ではないため、授業料、教科書代が必要になります。

出席や成績などが、基準に達しないと、次の学年に進級することができません。(これを留年といいます)

未成年にもかかわらずたばこをすったり、また人を殴るなど暴力をふるったりすると、ある期間学校に登校することを禁じられます。(これを停学といいます。)

進路変更などの理由で、学校をやめる(退学する)ことができます。

5. 大学への進学について

高校と同じように、いくつかの大学では、中国残留邦人、日系人の家族として帰国した生徒や渡日生徒の特別入学試験(大学によって名まえがちがいます。)があります。進路を決定するときには、担任や進路指導の先生と相談するための懇談会があります。

学校生活の中のきまり(ルール)

* 学校によって、いろいろなきまりがあります。くわしくは学校で聞いてください。おもに、次のようなきまりがあります。

時間について

決められた時間を守ることが大切です。生活が乱れると遅刻が多くなることがあります。遅刻が多いと、担任と生徒・保護者で、生活についての話し合いをする学校もあります。

持ち物について

学習に関係のないものを、学校に持っていくことを禁止している場合が多いです。また、自分のものには、自分の名前を書いておきます。

服装とくつ

「制服」「標準服」という決められた服がある学校もあります。教室に入るときに、上ばき(上ぐつ)にはきかえる学校もあります。

「体育」の時間は、運動しやすい「体操服」に着がえます。(次のページのコラムを見てください。)体育館では、上ぐつとは別に体育館だけで使うくつ(体育館シューズ)が必要な学校があります。夏の「プール(水泳)」の時には、水着と水泳帽が必要で、自分で用意します。

「給食当番」になって、給食を配るときは、エプロン・マスク・帽子をつけます。

化粧、装飾品や髪の毛など

日本では、化粧やピアスやイヤリングなどの装飾品は禁止している学校が多いです。また、髪の毛を染めることも禁止している場合も多いです。

(コラム) 着がえ

体育の授業のために体操服に着がえる時、教室でみんなと一緒に着がえたり、健康診断や身体計測の時、正確に検査や計測を行うために、上着をぬいだりすることがあります。

子どもが習慣のちがいで戸惑っている場合は、学校の先生に相談しましょう。

学校の中のように

【いろいろな人がいます。】

こうちょう
校長 先生

学校の代表です。

きょうとう
教頭 先生

校長の仕事ほさを補佐し、学習、学校行事、事務などのとりまとめをしています。

きょうしゅくいん
教職員（先生）

きょういんめんきよ
教員免許を持っていて、子どもたちに学習を教える
きょういん 教員と子どもたちが安全に安心して暮らせるよう学習がくしゅう
かんきょう 環境を整える職員しゅくいんがいます。あわせて教職員きょうしゅくいんと呼びます。

そのほかにひじょうきんきょうしゅくいん 非常勤教職員、がっこうせんじんざい スクールカウンセラー、学校支援人材バンク講師など、学校の教育活動を支援する人々がいます。

【いろいろな部屋があります。】

しゅくいんしつ
職員室

・・・ 教職員（先生）がいる部屋です。

ほけんしつ
保健室

体調が悪くなったり、ケガをした時に行きます。先生がいて、相談にのってくれます。

としょしつ
図書室

本がたくさん置いてあります。ここにある本は、決められた期間借りて読むことができます。

じむしつ
事務室

高校や一部の小・中学校にあります。授業料の関係やざいがくしゅうめいしょ 在学証明書などの申しこみができます。

そうだんしつ
相談室

カウンセラーや担当の先生がいて、なや 悩みの相談にのってくれます。教育サポーターのみなさんも利用できます。

とくべつきょうしつ
特別教室

各教科の学習をするせんよう 専用の教室があります。

がくひ 学費について

1. 小中学校の費用について

公立の小学校と中学校は授業料と教科書代は無料です。しかし、次のような費用が必要です。くわしくは学校で聞いてください。

きゅうしょくひ 給食費

給食がある学校で必要です。(月約3,500~4,500円)給食のない学校は、費用はいりませんが、昼食は自分で用意しなければなりません。

校外学習や修学旅行などに行くための積立金

学習に必要なもの

- 国語 習字の道具(毛筆、墨)など
- 音楽 鍵盤ハーモニカ(ピアニカ)、リコーダーなど
- 図画工作 水彩絵の具、クレヨン、クレパスなど
- 家庭 裁縫道具など
- その他 副教材(問題集、ドリル、資料など)

注意! 買う場所(店)が決められている場合もあります。

ほかにも、P T A (*16) 会費、同窓会 (*17) 費、保険費、制服代などいろいろな費用が必要です。

2. 高校等の費用について

高校等で学習するためには、次のような費用が必要です。

入学試験を受けるための「受検(受験)料」

入学するための「入学料」(入学一時金)

「授業料」「教科書代」「副教材」「空調使用料」

「施設充実費」(建物や設備を整えるための費用)(私立学校)

「実験実習費」(専修学校(*18))

【高校の授業料および入学料】

	授業料	入学料
全日制	144,000円	5,500円
定時制	31,200円	2,100円
通信制	1,200円×科目数	500円

【その他の必要経費】

A 高校(公立高校)の例

内容	金額
修学旅行積立金など	84,500円
PTA・生徒会費、災害共済給付制度(*19)など	8,360円
空調使用料	5,400円
制服・体操服など	40,490円
教科書・副教材など	36,525円

就学援助・奨学金制度

経済的に困難な状況にある場合、保護者の所得(収入)によって、次のような制度を利用することができます。申込み時期や提出する証明書などが定められています。利用するためには基準があるので、学校の先生と相談しながら、保護者に説明して下さい。

就学援助費 (対象：小学生・中学生)

小中学校で学習するために、必要な費用を支払うことができない児童生徒に対して、学用品費などを援助する制度です。援助される費用

- ・学用品費(ノートや筆記用具)
- ・通学用品費(かばんやくつ)
- ・校外活動費や修学旅行費(校外学習や修学旅行の費用)
- ・給食費 など

奨学金制度 (対象：高校生・大学生)

進学したいという気持ちを持つ子どもたちが、家庭の事情や経済的理由によって進学をあきらめることなく、自らの能力や適性にあった進路を自由に選択できるように経済的、精神的に支援していく制度です。

奨学金には、日本学生支援機構、大阪府育英会、生活福祉資金、母子寡婦福祉資金などさまざまな制度があります。中学生や高校生の時にあらかじめ申込み予約制度があります。

ほとんどの奨学金は貸付であり、卒業後返さなければなりません。

授業料減免制度 (対象：高校生)

所得によって授業料の全額または半額が免除(払わなくてよいこと)される制度があります。

また、私立の高校、専修学校高等課程等の場合も、授業料を安くする制度(授業料等軽減制度)があります。

【参考】入学初年度に最低限必要な費用(平成19年度)

(受験料、入学金、授業料、教科書、制服など) 平均

- ・公立高校(全日制) 約 330,000円
- ・公立高校(定時制) 約 80,000円
- ・私立高校(全日制) 約 1,100,000円
- ・高等専門学校 約 400,000円
- ・専修学校(高等課程) 約 950,000円

奨学金制度全般についての問い合わせ

大阪府教育委員会市町村教育室児童生徒支援課

大阪市中央区大手前2丁目

(06)6941-0351 内線3436

<http://www.pref.osaka.jp/kyoisityoson/jidoshien>

お近くの相談窓口はこちらで確認してください。

<http://www.pref.osaka.jp/kyoisityoson/jidoshien/shougakukin>

高等学校の^{にゅうがくしゃせんぱつしけん}入学者選抜試験について

日本では、中学校を卒業すると100%近くの人が高等学校に進学しています。高校卒業の資格は、就職活動やいろいろな資格をとるときに、必要になることが多いです。進学する高校はだいたい、次のような順序で決めていきます。

自分の住んでいる所から受験できる学校を調べます。

学校を見学に行ったり、説明を聞いたりして学校の様子を調べます。各高校が行う学校説明会のほか、各地域で行っている「^{たげんごしんろ}多言語進路ガイダンス」(大阪府教育委員会^{しゅさい}主催)等があります。

中学校3年生になれば、担任の先生と生徒、保護者が相談して、受験する学校を決めます。

受験上^{とくべつはいりよ}の特別配慮

大阪府では、^{きこくとにち}帰国・渡日生徒が、次のような特別の試験を受けることができます。どのような受験をするかは、中学校の先生と相談して、中学校から申込みます。

原則として小学校に^{へんにゅう}編入した^{きこくとにち}帰国渡日生徒に対して

試験の時間を^{ひょうじゆん}標準の1.3倍に^{えんちよう}延長する。

が認められた生徒に対して、さらに次の^{はいりよ}配慮があります。

辞書を持ち込んでよい。(2冊まで)

問題にルビをつける。

作文におけるキーワードが外国語でも書いてある。

とくべつわく 特別枠入試

次の高等学校には、^{きこくとにち}帰国・渡日生徒のための定員があります。試験科目も一般^{いっぱん}の入試とは別に決まっています。

^{ちゅうごくきこくせいと}中国帰国生徒および^{がいこくじんせいと}外国人生徒^{にゅうがくしゃせんぱつ}入学者選抜

(対象)原則として小学校4年以上に編入した

中国帰国および外国人生徒

(受験できる学校)

- ・^{ながよし}長吉、^{やおきた}八尾北(全部の学区)
- ・^{かどま}門真なみはや(第2学区)
- ・^{ふせきた}布施北(第3学区)
- ・^{せいび}成美(第4学区)

(試験内容)英語、数学、作文

*** 作文は日本語以外で書いてもかまいません。**

^{かいがい}海外から^{きこく}帰国した^{せいと}生徒の^{にゅうがくしゃせんぱつ}入学者選抜

(対象)原則として海外に2年以上^{たいざい}滞在し、

帰国後2年以内の生徒

(受験できる学校)

- ・^{せんり}千里、^{すみよし}住吉、^{せんぼく}泉北(全部の学区)

次の高校の^{こくさいきょうりゆうか}国際教養科(全部の学区)

- ・^{みのお}箕面、^{あさひ}旭、^{ひらかた}枚方、^{はなその}花園、^{ながの}長野、^{さの}佐野

(試験内容)英語、数学、作文

*** 作文は日本語以外で書いてもかまいません。**

サポートQ & A

Q & Aのほかにも疑問がある場合、先生と話すチャンスと考えて、聞いてみましょう。

* このコーナーでは、既に学校でサポート活動をしている教育サポーターの方々に、よくある質問(Q)を出してもらいました。また、教育サポーター自身の悩みに対する答(A)でも一部協力してもらいました。

【保護者から】

Q 1 外国人でも小学校(中学校)の授業料や教科書は無料なのでしょうか。

A 1 小学校(中学校)の授業料や教科書については、費用はいりません。

ただし、給食費、教材費やノートなどの学用品、制服代などは、費用が必要です。買う場所や方法が決められているものもありますので、学校の先生に確かめてください。

また、経済的に困難な場合、就学援助制度(p23)が活用できるかもしれません。担任の先生に相談してください。

コラム

日本は、子どもの権利条約、国際人権規約を批准しており、すべての子どもたちが、初等教育を義務的なものとして、無償で受ける権利を認めています。

Q 2 兄弟がいます。絵の具や習字道具など、兄のものを買いましたが、弟のものも改めて買わないといけないのでしょうか。できれば兄のものを弟にも使わせたいのですが。

A 2 学校での学習活動で問題がなければ使えます。ただ、学校の指定のものとは違う場合には、あらかじめ学校の先生に相談してください。

Q 3 宗教上の理由で食べることのできないものがあります。給食のとき、どうしたらよいでしょうか。

A 3 まず、担任の先生に話してください。宗教上の理由以外に、アレルギーなどによって食べられない場合も考えられます。また、給食以外に、宗教上の理由で参加できない授業や行事などがある場合も担任の先生に相談しましょう。

Q 4 「子どもがあまりにも勉強しない。日本の学校では、成績が良くない場合、進級(次の学年に進むこと)させない制度はないのですか。」という質問を受けましたが、どのように説明したらよいでしょうか。

A 4 日本の小学校・中学校においては、成績不良だけの理由で進級させないことは通常ありません。ですから、通知票や懇談会などを通じて、子どもが学習の内容を理解しているか、担任の先生の説明をしっかりと聞いておいてください。特に、高校の入試では、中学校での成績が影響するので、気をつけてください。高校では、ほとんどの場合、学校で定めた成績の基準に到達しないと、進級できない制度があります。逆に、成績が良くても、学年をとばして進級する制度はありません。

Q 6 保護者に^{つうちひょう}通知票 (*13) のことについて質問を受けました。通知票の見方や成績のつけかたについて教えてください。

A 6 通知票には学校での^{けっせき}教科学習の成績のほか、^{ちこく}欠席や^{そうたい}遅刻・^{じょうきょう}早退などの出席の状況や、日常の行動における記録が書かれています。成績は、テストの点数以外に、授業中に話をよく聞いているか、ノートを書いているか、発言をしたか等の^{がくしゅうたいど}学習態度のほか、^{しゅくだい}宿題の提出をしているかなどをあわせて決めます。決して、テストの点数だけで決まるものではありません。

Q 6 中学校でサッカー部に入っていますが、部活動で毎日帰るのが遅くなります。日曜日も試合で、出て行くことが多く、勉強をする時間ありません。部活動は、授業と同じですか。

A 6 部活動は授業ではありません。より一層体力をつけたり、自分の好きなことに深く取り組んだりしたいという生徒が、自由に参加する活動です。

Q 7 熱があったので^{ほけんしつ}保健室へ行くと、「インフルエンザにかかっているかもしれないので、^{びょういん}病院で見てもらいなさい。もし、インフルエンザだったら、医師の許可が出るまで学校に来てはいけません。」といわれました。どうでしょうか。

A 7 インフルエンザのような^{でんせんびょう}伝染病にかかると、^{きよか}医師の許可ができるまで、学校に登校できません。登校するには、その^{びょうき}病気にかかったことや、登校できる状態になったことを^{しょうめい}証明する書類が必要です。書類は、学校にありますので、もらってください。伝染病の種類は、^{ほけんしつ}担任の先生や保健室の先生に確認してください。

Q 8 「^{こうがいがくしゅう}校外学習 (*11) は、勉強ではないので、休ませる。」という保護者がいます。「校外学習」について教えてください。

A 8 ^{こうがいがくしゅう}校外学習も授業であり、自由参加ではありません。休めば、当然欠席になります。^{こうがいがくしゅう}校外学習は、自然の中で友達と活動したり、グループで共通の作業をしたり、教室の中ではできないことを学習します。

Q 9 体育の時間に、子どもがケガをしました。どうしたらよいでしょうか。^{ちりょうひ}治療費はどのようになるのでしょうか。

A 9 児童生徒は全員、学年のはじめに、^{さいがいきょうさいきゅうふせいど}災害共済給付制度 (*19) に加入しています。授業中や学校行事でのケガの^{ちりょうひ}治療費は、その制度から出ます。学校でケガをした時は、まず保健室へ行きます。そこで^{ほけんしつ}保健室の先生にみてもらい、必要なときは病院へ行きます。

Q 10 学校の^{けんこうしんだん}健康診断で、『^{ちりょう}治療が必要』という書類をもらってききましたが、^{ちりょうひ}治療費は学校から出るのでしょうか。^{ちりょうひ}治療費が出ないなら、^{びょういん}病院に行かせなくてもよいのでしょうか。

A 10 上記のような場合、^{ちりょうひ}治療費は学校の^{さいがいきょうさいきゅうふせいど}災害共済給付制度からは出ません。ただし、^{しゅつがくえんじょ}就学援助の対象となっている方は、病気によっては、援助を受けることができる場合がありますので、担任の先生に確認してください。学校で^{ちりょう}治療をすすめられる病気については、そのままにしておくと、学習に支障を生じたり、健康状態が悪くなったりするので、早く^{ちりょう}治療する必要があります。治療をしない状態のままでは、みんなと同じ学習ができない場合もあるので、気をつけてください。

きこく じょうきょう
大阪における帰国・渡日児童生徒の状況

平成18年度の文部科学省の「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ実態調査」によると、全国には、日本語指導が必要な児童、生徒が約2万人います。

大阪では、小学生632人、中学生283人、高校生202人、^{もう らう ようごがっこう}盲・聾・養護学校生0人、合わせて1117人が公立の学校に通学しています。児童生徒の母語の言語数は、中国語・ベトナム語・フィリピン語をはじめ、20言語におよんでいます。

母語とは、その子どもの、第1言語（日本語を除く）です。保護者が母語で話しているのに、子どもたちが母語を忘れて話せなくなることで、家庭でも意思疎通ができなくなってしまう事例もあります。また、物を考えるための言語が母語の子どもたちもおり、学習を強化するために必要なケースもあります。そのため学校によっては、母語指導を行っているところもあります。

【教育サポーターの悩み】

Q11 今日中に保護者に伝えてほしいと頼まれましたが、サポーターの活動時間中に保護者に連絡がとれません。どうしたらよいでしょうか。

A11 サポート活動時間以外にサポートしていただくことのないよう学校が配慮すべきです。電話連絡は学校の先生の立会いのもとで取るようにしてください。熱意をもって活動されているサポーターの方が、帰宅後携帯電話から連絡をとり、その後相談のために深夜にも携帯に電話がかかり、困ったケースもありました。どうしてもやむを得ない場合もあると思いますが、自らの生活を守るための工夫もしていただきたいと思います。これは、電話連絡だけでなく、サポート活動全般にわたってあてはまることでしょう。

Q12 担当の先生が忙しくて、子どもの様子や学習状況を伝える時間がありません。伝える方法はないでしょうか。

A12 本来ならば、担当の先生と教育サポーターが事前に打合せをする時間や、サポート後に相談する時間を取るべきです。しかし、授業などの関係でそれが無理な場合もあります。そのような場合、メールを活用したり「サポートノート」を作成したりして、その日の学習状況や、話したことなどを連絡している事例があります。連絡を取る方法については、相談して決めてください。

Q13

教育サポーターにも「しゅひぎむ守秘義務」があると聞いたのですが、
どういうものか教えてください。

A13 サポーターとして、子どもや保護者とかかわったり、担当
教員と話をする中で個人の情報や、プライバシーを知ること
があります。「しゅひぎむ守秘義務」とは、仕事の上で知りえた秘密を他
の人にもらさないことを守る義務のことで、教育サポーター
にも必ず守っていただきたいことの一つです。

『学校にサポートにはいるとき』

事前の段階として校長・教頭・担当の先生と会い、サポ
ートする児童生徒の様子やサポート内容についての説
明があります。どんな支援を学校がのぞんでいるかを、
しっかり聞き、疑問があれば話し合しましょう。

正式に活動することが決定すれば、もう一度、開始時期
や内容の確認をしましょう。

学校に着いたら職員室などで、サポートに来たことを記
録します。家庭の事情などで、急に休まなければならな
い時、誰に連絡すればよいかなど確認しましょう。

しよくいんかいぎ職員会議で学校の先生方に対してしょうかい紹介をされること
もあります。

児童生徒と対面し、いよいよサポートの開始です。

ポイント！！

学校で子どもたちがもらっている書類などは、同じもの
をもらうようにしましょう。

授業の時間帯は、学校ごとにちがうので、必ず聞いてお
きましょう。学校行事の準備で、授業の時間帯がへんこう変更
になっている場合もあり、時間帯の確認も大切です。

特に、がっこうぎょうじよていひょう学校行事予定表やじかんわりひょう時間割表は必ずもらってくださ
い。学校のそうりつきねんび創立記念日や、えんそく遠足などの行事が入っていて
学校に子どもがいない場合もあるからです。

その日のサポートが終われば、活動の様子を報告するこ
とと、次のサポートについて、へんこう変更がないかどうかをし
っかり確認しましょう。

学校でよく使われる用語

文章中に出てくる用語のほか、学校でよく使われる言葉について説明しています。

- 1 **満6歳** : 日本では、生まれた日から1年目で1歳です。生まれてから6年目の誕生日で、満6歳になります。
- 2 **義務教育** : 国民がその保護する子女に受けさせる義務を負う教育。
- 3 **校区** : 小中学校では、住んでいる地域から通学できる学校が決まっています。その学校に通学することが決められている地域のことです。
- 4 **学区** : 高等学校の場合は、学校の集まり（学校群）を作っています。住んでいる地域から通学できる学校群が決まっています。その地域のことです。平成19年4月1日現在、大阪には4つの学区があります。専門学科のある学校や実業科等の学校など、府内全域から通学することができます。学校もあります。
- 5 **中学校卒業程度認定試験・高等学校卒業程度認定試験** : この試験を受けて合格すると、「中学卒業生」や「高校卒業生」と同程度の学力がある者として認定され、就職や資格試験などに使うことができます。

- 6 **学習指導要領** : 学校における各教科等の内容について、国内のすべての児童生徒に指導する最低基準となるものです。国における教育内容の基準。
- 7 **特別活動** : 学校教育法に示されている小・中・高等学校教育の目的と目標を達成し、調和のとれた人間形成を実現するためには、各教科科目の学習指導のみではなく、児童生徒にさまざまな有意義な活動を経験させることが重要です。このような諸活動で教育的価値が大きく、学校教育活動として実施することが適当であるものを、教育課程に取り入れ、組織的計画的に実施する領域が特別活動です。
- 8 **総合的な学習** : 地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科領域を横断的・総合的にとらえ、自ら課題を見つけ、自ら考え、主体的に判断しよりよく問題を解決する資質・能力を養うための学習です。主に「国際理解」「情報」「環境」「福祉・健康」などの課題について学習を行っています。
- 9 **担任の先生** : 子どもがいるクラスの担当の先生
- 10 **学童保育** : 小学校の授業が終わってから、定められた時間まで、子どもを預かってくれる所。保護者が、仕事で家に帰ってくるのが遅くなる家庭の場合、利用します。たいして小学校の中にあります。対象となる児童の学年が決められている場合もありますので、確認してください。

11 校外学習 : 平素と異なる環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような学習です。遠足や社会見学なども、校外学習に含まれます。

12 懇談会 : 保護者が学校に行つて、子どもの学習や学校・家庭でようすについて、学校の先生と話し合います。
個人懇談会のうち、2者懇談会は、担任の先生と保護者が子どものことについて話し合います。3者懇談会は、担任の先生、保護者、子どもの3人が、話し合います。
学級懇談会は、クラスの子どもの保護者全員と担任の先生が話し合います。

13 通知票(通信簿) : 児童生徒の学習の状況や成果、また行動・性格・健康などの状況を定期的に保護者に連絡することにより、学校と家庭が協力して児童生徒の教育に当たろうとする目的で作成されたものです。

14 修学旅行 : 学校行事のうちの旅行・集団宿泊的行事。見聞を広げ、集団生活のあり方や公衆道徳など望ましい体験を積むことができる体験活動です。

15 進路指導 : 生徒がみずから、将来の進路を選択して、就職または進学して、その後の生活によりよく適応し進歩する能力を伸ばすように教師が組織的・継続的に指導・援助することです。

16 PTA (Parent Teacher Association) : 子どもたちが学習する環境を整えるために、学校の先生と保護者が話しあったり、活動したりする組織です。

17 同窓会 : その学校の卒業生で作っている組織です。

18 専修学校 : 一条校以外の学校で一定の基準を満たす学校です。
一般的に通学している国・公・私立の小中学校等
学校教育法的一条に規定する学校を一条校といひます。

19 災害共済給付制度 : 学年の最初に全員が加入します。授業や部活動中(登げこつちりょう)に災害にあったときに適用され、治療費の給付を受けることができます。

(<http://www.naash.go.jp/kyosai/index.html>)

【編集に協力いただいた方々（敬称略）】

鈴木 睦（大阪外国語大学 教授）
良原 恵子（大阪府スクールカウンセラースーパーバイザー・臨床心理士）
酒井 和子（特別非営利活動法人関西国際交流団体協議会）
鈴木田 弘子（大阪府立学校外国人教育研究会）
勝島 小百合（大阪府にぎわい創造部国際室友好交流課）
玉城 美佳（教育サポーター）
宮井 芙実子（教育サポーター）
矢嶋 ルツ（教育サポーター）

（イラストカット）

玉利 梨津美（京都精華大学 マンガ学部）

（作成参考資料）

現行「小学校・中学校・高等学校指導要領」文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301.htm

「就学ガイドブック」文部科学省
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/kiko_zi0.html

「詳解 教務必携（第7次改訂版）」
編集：学校教務研究会 発行：株式会社 ぎょうせい
大阪府教育委員会事務局市町村教育室児童生徒支援課
ホームページ 「帰国渡日児童生徒サポート情報」
<http://www.pref.osaka.jp/kyoisityoson/jidoshien/shugaku>

平成19年11月 発行

発行：大阪府教育委員会市町村教育室児童生徒支援課

おおさかしちゅうおうくおおてまえ ちょうめ
大阪市中央区大手前2丁目
電話 (06)6941-0351 内線3435

FAX (06)6944-3826

e-mail shichosonkyoiku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

<http://www.pref.osaka.jp/kyoisityoson/jidoshien>